

# エネルギー政策の見直しと同政策における環境配慮の抜本的強化について

平成 14 年 11 月 15 日  
経済産業省・環境省

## 1．基本認識

現下のエネルギー政策においては、「地球環境問題に対するエネルギー消費大国としての責務」「我が国を取り巻くエネルギー環境の変化を踏まえたセキュリティ概念の見直しの必要性」「電力分野における「自由化の推進」と「原子力発電の推進」との両立の必要性」といった環境変化への対応を迫られており、総理からの指示を受け、8月末の経済財政諮問会議で経済産業大臣が今後のエネルギー政策の見直しを表明したところ。これらのうち、地球環境問題に対するエネルギー消費大国としての責務の観点からの取組の強化に関しては以下のとおり。

- (1) 我が国として京都議定書を締結し、またその発効を間近に控えているにもかかわらず、エネルギー起源 CO2 排出量は当初の予想をはるかに超える水準となっており、今後、地球温暖化対策推進大綱に示された第 1 ステップの取組の果たす役割が非常に重要である。
- (2) 環境省では、この第 1 ステップの取組の一環として、環境目的ではないものの環境に関連する特別会計制度のグリーン化を呼びかけていた。
- (3) (1)の認識の下に、経済産業省は、今回のエネルギー政策の見直しにあたって、かねてからの環境省の呼びかけも十分に踏まえ、第 1 ステップの取組みを強化すべくエネルギー特別会計の歳出・歳入の思い切ったグリーン化を行うこととし、エネルギー起源 CO2 の排出削減に向けて環境省と共同で取り組む決意を表明した。両省は、これを受け、より良い共同の取組が実現するよう検討を行った。  
その検討結果の対応は以下に掲げるとおりである。今後、関係方面の御理解を得るべく努力したい。

## 2．石油特別会計における対応

### (1)歳出について

石特会計における「歳出のグリーン化」をより一層強力に推進することとし、天然ガスへの大胆なシフトなどの対策に加えて、エネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出抑制に役立つエネルギー関連施策を、新たに環境省も参加した上で、強力

に展開することとする。

それに伴い、所管大臣として、石特法上、経済産業大臣とともに新たに共管大臣として環境大臣を位置づけ、環境省が行う施策も本会計で予算措置できるようにする。

環境省は歳出需要に応じた十分な執行額の確保を目指すとともに、経済産業省においても省エネ・代エネに係る事業の歳出を拡充強化する方向で、今後、財務省と折衝する。

なお、財務省要求や執行に関し、経済産業省と環境省はそれぞれの担当分において、各々行うこととする。

環境省は、同省分の事業として、現在、二酸化炭素排出量の増加の著しい民生部門（家庭・オフィスビル）等で有効な対策技術の大幅導入を地域に密着して行う事業等の施策を行うべく作業<sup>(注)</sup>を進めていると経済産業省としても十分に認識しており、経済産業省としてはこうした考え方について異議なく了承している。

<sup>(注)</sup>環境省は、歳出として、来年度について、数十億円規模の執行額を目指し、今後、予算要求を行う（額については精査中）。

## (2)歳入について

上述の歳出のグリーン化の結果として、石特会計における受益と負担の間の乖離が更に顕在化することとなり、また、石炭についてその便益により十分な税負担能力を有するものとなっていると考えられることから、その財源について、本来受益を受けるエネルギー消費者が公平に負担する形となるよう、負担構造の組み替えを行うこととしたい。具体的には、石炭にも新たに課税するとともに、各燃料の消費者における税負担能力や負担格差、各燃料の性質等をエネルギー政策の観点から総合的に勘案しつつ税率調整を行いたい。このことにより、「歳入のグリーン化」を図る。

このように今回の歳入構造の見直しは、受益者負担を原則とする特会制度において歳出構造を見直すことに必然的に伴って行われるものであり、CO<sub>2</sub> 排出抑制を主たる目的とした「環境税」とは、全く性格や内容を異にするものである。

今後の「環境税」の取扱いは、第2ステップに向けた対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていくステップ・バイ・ステップのアプローチに沿って、他の手法との比較を行いながら、引き続き総合的に検討されるべきものである。

石油税の税率見直しについて関係方面の理解を得るに際しては、石特会計の歳出の一部が両省の共管になることを前提とすれば、将来における税率変更を含めて、両省が協議の上でこれを行うこととする。

### 3．エネルギー政策・環境政策の連携等

- (1) エネルギー施策と環境施策が両省の幅広い連携の下でますます効果的に展開されていくことに資するべく、両省は、担当局長クラスから構成される「エネルギー政策・環境政策連携会議」を設置する。
- (2) なお、今回の石特の見直し、石炭等に対する課税の段階的な施行の仕組みを含め、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく第2ステップ以降の地球温暖化対策推進大綱の見直しや、施行後の地球温暖化対策推進法に基づき行われる検討に当たっては、あらゆる対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価する予定である。